

## 速報：平成30年度診療報酬改定 個別改定項目

2018年1月24日(水)、第386回中央社会保険医療協議会総会にて、平成30年度診療報酬改定 個別改定項目(案)が提示されました。以下、リハビリテーションに関する内容の一部を紹介いたします。点数については後日、発表されます。

個別改定項目(案)の全文は本会ホームページから確認することが出来ます。

[TOP ページ](#) → [会員の方へ](#) → [診療報酬改定一覧](#) → [平成30年度診療報酬改定情報](#)

※最終的な答申ではございません。今後、変更される可能性があることをご承知おきください。

### 個別改定項目 一部紹介

#### ■関係機関の連携強化に向けた退院時共同指導料の見直し(P24)

○医師及び看護職員以外の医療従事者が共同指導する場合も評価対象となるように見直す。

※退院時リハビリテーション指導料(理学療法士等が行った場合に限る。)は包括

#### ■回復期リハビリテーション病棟入院料の評価体系の見直し(P120)

1. 回復期リハビリテーション病棟入院料の評価体系にリハビリテーションの実績指数を組み込む。また、これに伴い、リハビリテーション充実加算を廃止する。

[施設基準] (回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準)

- ・退院患者のうち他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合が○割以上
- ・リハビリテーション実績指数が○以上

2. 下記要件を満たす保険医療機関については、リハビリ専門職の病棟専従要件を緩和。

[施設基準] 専従要件の緩和要件

ア リハビリテーション実績指数が○以上

イ 当該保険医療機関において、前月に、外来又は訪問リハビリテーションを実施

3. 患者の栄養管理の推進を図る観点から、一部の入院料について、以下の対応を行う。

[算定要件]

(1)リハビリテーション実施計画又はリハビリテーション総合実施計画の作成に当たっては、管理栄養士も参画し、患者の栄養状態を十分に踏まえた計画を作成すること。

#### ■特定集中治療室管理料等の見直し(P129)

新設：早期離床・リハビリテーション加算 ○点(1日につき) ※14日を限度とする

※2ページ目に続きます。

**[施設基準]**

(1) 特定集中治療室内に、以下から構成される早期離床・リハビリテーションに係るチームを設置すること。①集中治療の経験を5年以上有する医師、②集中治療に関する適切な研修を修了した看護師、③十分な経験を有する理学療法士 ※疾患別リハ料は包括

**■入院中の患者に対する褥瘡対策 (P145)**

・ADL維持向上等体制加算のアウトカム指標である院内褥瘡発生率の基準を見直す。

[施設基準] 当該病棟の入院患者のうち、院内で発生した褥瘡を保有している入院患者の割合が〇%未満であること。

**■理学療法士等の訪問看護の適正化 (P196)**

[算定要件] 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士等が提供する内容についても一体的に含むものとし、看護職員(准看護師を除く。)と理学療法士等が連携して作成すること。

**■疾患別リハビリテーションにおける算定日数上限の除外対象患者の追加 (P245)**

- ・軸索断裂の状態にある末梢神経損傷(発症から1年以内のもの)
- ・外傷性の肩関節腱板損傷(受傷後180日以内のもの)
- ・回復期リハビリテーション病棟を退棟した日から起算して3月以内の患者

**■維持期・生活期リハビリテーションの介護保険への移行 (P248)**

・医療保険と介護保険のリハビリテーションを1つの医療機関で実施できるよう、人員配置等の要件を見直す。

[施設基準] (疾患別リハビリテーションの施設基準)

(1) 以下の要件を満たしている場合、疾患別リハビリテーションの専従の従事者が介護保険のリハビリテーションに従事しても差し支えない。

ア 専従の従事者以外の全ての従事者が介護保険のリハビリテーションに従事していること

イ 専従の従事者が、疾患別リハビリテーションを提供すべき患者がいない時間帯であること

・要介護・要支援被保険者に対する維持期・生活期の疾患別リハビリテーション料について、平成29年度末までの経過措置を1年間に限り延長する。

**■医療と介護の連携に資するリハビリテーション計画書の様式等の見直し (P251)**

削除：リハビリテーション総合計画提供料→新設：リハビリテーション計画提供料1, 2 〇点

新設：電子化連携加算 〇点(リハビリテーション実施計画書等を電子媒体で提供した場合)

再編：リハビリテーション総合計画評価料1, 2 〇点

**■脳血管疾患等リハビリテーション料の対象患者の見直し (P344)**

[対象患者] 舌悪性腫瘍等の手術に伴う構音障害を有する患者(新設)

**■医師等の従事者の常勤配置に関する要件の緩和 (P415)**

・リハビリテーションに係るリハビリ専門職及び看護師については、週3日以上かつ週24時間以上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算でも可能とする。

(会員の皆様へ) FAX番号・代表者名・施設名等の変更は施設代表者のマイページよりお手続きください。間違いFAXがありましたら、大変恐れ入りますが、上記TEL/FAXまでご連絡ください。